

グローバル・ガバナンス論の社会民主主義的 起源

——ブランド、社会主義インターナショナルによるグローバル・ガバナンス
委員会の形成(一九七六—一九九二年)——

津崎 直人

はじめに

一九九二年、元西ドイツ首相ブランド(Willy Brandt)のイニシ
アタイプに基づき、冷戦後の世界秩序に関する政策提言を目的とし
た独立委員会、いわゆるグローバル・ガバナンス委員会が組織され
た。各界で活躍する計二六名のメンバーから成る同委員会が一九九
五年に公表した報告書は、グローバル・ガバナンス論を普及させる
契機となり、また、最も影響力あるグローバル・ガバナンス論の一
つを提供したものとされている。そして、先行研究では明らかにさ
れていなかった、同委員会によるグローバル・ガバナンス論の起源
を明らかにすることが、本稿の目的である。

まず、グローバル・ガバナンス(論)とは何か。グローバル・ガバ
ナンス論は多様であり、山本吉宣は、それぞれの関心の違いから強
調する要因が異なることを指摘している。⁽²⁾しかし、グローバル化し
た世界における、国家を基本的な構成単位とする既存秩序の問題解
決能力の不足、あるいは、多様化したアクターの決定過程への民主
的な参加の不十分さを克服するために、レジームや非国家主体等、
国家以外の多様な要素も秩序形成に有機的に取り込んだ、既存秩序
よりも包括的な秩序(の実証及びその発展可能性)を研究対象とす
ることにおいて、グローバル・ガバナンス論は概ね共通している。⁽³⁾
そのような包括的秩序は、問題解決のために合理的に必要なもの
として考察されるだけでなく、⁽⁴⁾多様化したアクターの決定過程への

民主的な参加の拡大の必要性という問題意識から、規範的に主張されることも多い⁽⁵⁾。そして、グローバル・ガバナンス委員会によるグローバル・ガバナンス論が、世界秩序における民主主義的原理及び市民レベルからの参加拡大を主張する点において、大芝亮、山田敦⁽⁶⁾は、これを、規範的グローバル・ガバナンス論の代表と評価している。また、同委員会によるグローバル・ガバナンスの次のような定義を、山本は「最も包括的で代表的」と評価している。

「ガバナンスは公私を問わず、個人そして機構が彼らの共通の事項を管理する多くの方法の全体である。それは、対立するあるいは多様な利益を調整し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守を強制することを付与されたフォーマルな機構やレジームを含むとともに、人びとや機構が合意したか、彼らの共通の利益となると考えたインフォーマルな枠組みをも含むものである⁽⁷⁾。」

そのように、概括的ながら、世界秩序を「多くの方法の全体」と捉える立場が、「最も包括的」と評価される理由であろう。

では、そのような包括的かつ規範的なグローバル・ガバナンス論は、何故、どのようにして生み出されたのか。一般的に、グローバル・ガバナンス論が登場、発展した理由については、グローバル・ゼーション等のマクロなトレンドから説明されることが多い⁽⁸⁾。また、学術的にはローズノウ (James N. Rosenau) 等の諸研究が先駆けとなっただけでなく、学説史上は、レジーム論の系譜に連なるものと理解されることも多い⁽¹⁰⁾。

一方、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論に関しては、その出自に十分な注意が払われないまま、学術的にも広く参照される議論となっている。しかし、同委員会は、ブランドという政治家によつて組織されたことに注意するべきではないであろうか。すなわち、御巫由美子による、グローバル・ガバナンス論をはじめとするガバナンス論一般は、必ずしも価値中立的ではなく、特定のアクターの価値観や利害関心を反映していることが多いという指摘にも注意すれば、ブランドも特定の目的や政治的信条を有する政治家であったことに注意が促されるであろう⁽¹¹⁾。そもそも、ブランドは何故、どのような目的から同委員会を組織したのか。

その他、グローバル・ガバナンス(論)の源流を探る試みとしては、遠藤乾を中心とした諸研究がある⁽¹²⁾。例えば、ジャン・モネ (Jean Monnet) やウイルソン (Woodrow Wilson) 等の人物の活動、近代東アジアやイスラムの秩序等も今日のグローバル・ガバナンス論と親和性を有する諸現象として分析されているが、ブランドは分析されていない。しかし、今日のグローバル・ガバナンス論の登場において、より直接的な役割を果たしたブランドを無視することはできないであろう。

以上の問題意識から、本稿は、ブランドの、SI (Socialist International: 社会主義インターナショナル) 議長 (一九七六一—一九九二年) としての活動を分析する。何故なら、グローバル・ガバナンス委員会の組織に到るまでのブランドの活動の組織的基盤は、一貫してSIにあったからである⁽¹³⁾。

また、ブラントはS Iの社会民主主義的理念、目標から発展した問題意識に基づき、グローバル・ガバナンス委員会を組織したが、そのような問題意識の発展の契機となったのが、後述するいわゆるブラント委員会である。⁽¹⁴⁾そして、そのような問題意識の発展により、一九八九年のS Iストックホルム大会までには、ブラント及びS Iは包括的な世界秩序構想を抱くようになっていたが、一九九〇年以降、そのような構想を、普遍的（かつ中立的）な主張として提示するために組織した、言わば表看板がグローバル・ガバナンス委員会である。

以下、本稿は第一節において、S Iの理念、目標、第二節ではブラント委員会、第三節ではS Iストックホルム大会、第四節ではグローバル・ガバナンス委員会の組織、第五節では、同委員会の報告書におけるS Iの主張の反映を分析する。

一 S Iの理念、目標

一八六四年に結成されたS Iは、一八七六年に一度解散した後、一八八九年に再建されたが、第一次世界大戦の勃発（一九一四年）によって再び解散、消滅した。しかし、第二次世界大戦後の一九五一年、共産主義と決別し、社会民主主義を信条とする「フランクフルト宣言」に基づいて再建され、今日に到っている（なお、第二次世界大戦後のS Iは、第三インターナショナルを自称した共産系のコミンテルン（一九一九—一九四三年）を、S Iの系譜に連なる組織として認めていない。⁽¹⁵⁾）。

第二次世界大戦後の再建の際、S Iにはヨーロッパを中心に三四の政党が参加したが、ヨーロッパ外からは六カ国からの政党が参加するにとどまる「ヨーロッパ中心主義」的体質が保たれ、組織、活動共に不活発な状態が続いていた。しかし、議長就任後のブラントのイニシアティブにより、組織、活動が世界的に拡大し始め、現在、提携団体を含めると世界各国から約百七十の左派系諸政党、団体が参加する大規模国際組織へと発展した。⁽¹⁶⁾

結成以来、国境を越えた社会主義者の連帯を目的としたS Iの、国境横断的組織としての性質は、第二次世界大戦後のS Iにも継承された。ただし、ドイツの社会民主党等、母国において政権与党となり得る有力政党も多数参加するようになったことを考慮すると、第二次世界大戦後のS Iは、厳密には、NGO等と同様の非政府組織であると言い難い。

それでも、第二次世界大戦後のS Iは、自らを、既存秩序に言わば安住した組織とはみなさず、途上国の貧困、より一般的には弱者の困窮等、既存秩序において解決されていない、あるいは放置されている諸問題の解決を目的とすることに於いて、既存秩序とは一線を画した、改革志向的組織であることを自覚していると言える。

なお、S Iは左派系諸政党、諸団体の、あくまでも理念上の連帯を重視した組織であるため、議長や執行部の決定に基づき、全体として具体的な政治活動を行うことを、基本的には活動方針としていないようである。それでも、例えば後述のとおり、一九九一年の国連事務総長選挙ではS Iが全体として特定の候補を支持したこと等

が示すように、時に、目立たないが、少なからぬ政治力を発揮し得るようである。そして、後述のとおりグローバル・ガバナンス委員会の組織においても、目立たないが主導的な役割を果たした。

そして、ブランドとS Iの関係は、ブランドの亡命期（一九三三—一九四七年）に、中心メンバーの一人として参加した、いわゆる「小インターナショナル（Little International）」に始まる。小インターナショナルはブランドと同様の境遇にある亡命中の左派系政治家、活動家を中心に組織され、第二次世界大戦後のS Iの復活を目指し、ストックホルムを中心に活動が続いていた。

その際、ブランド及び小インターナショナルは、植民地の独立及び経済発展を支援すること等をS Iの目的として重視したが、そのような目的は、反帝国主義というS Iの伝統的な理念に沿うものであった。しかし、ブランド及び小インターナショナルのイデオロギー上の立場（社会民主主義）や国際秩序構想は、かつてのS Iよりも開放的なものとなっていた（例えば、大西洋憲章に賛同し、後に国連となる、普遍的国際機構の発展も重視した¹⁷⁾）。そして、ブランド及び小インターナショナルの以上のような立場は、戦後に復活したS Iに受け継がれた。

ただし、亡命を終えて西ドイツ帰国後に政治家となつてからは、ブランドはS Iを「非現実的な演説の飛び交い」の場とみなし、距離を取っていた¹⁸⁾。ブランドに関する代表的な伝記を著したメルゼブルガー（Peter Mersburg¹⁹⁾）は、ブランドを「理想家にして現実主義者」と評しているが、首相辞任によって一線を退いた後の、S

I議長としてのブランドには、亡命期のような「理想家」としての面がより強く現れたと言える。

以下、本節では、ブランドがグローバル・ガバナンス委員会を組織した際の問題意識の基礎を成した、S Iの基本理念を明らかにするため、S I議長就任時のブランドの、以下の諸演説を中心に分析する。すなわち、S Iジュネーブ大会における議長就任演説（一九七六年一月二六日）、及びそれと前後した、ベネズエラで開催された社会民主主義系諸政党の国際会議での演説（一九七六年五月二三日、カラカス²¹⁾）、ノルウェー労働党大会での演説（一九七七年五月一日、オスロ²²⁾）。

まず、ブランドは、あらゆる個人の「自由、公正、連帯」を、S Iの「根本価値」とすることを主張した。また、S Iはそれらを不可分に追求するために、「自由」を重視するが「公正」を省みない資本主義とは異なり、「自由」を否定する共産主義とも異なるというイデオロギー上の立場も明確化した（カラカス、オスロ演説）。従って、ブランドは、特に、資本主義、共産主義等によって「自由、公正」を否定されている弱者支援を、S Iの基本目的とすることを主張した。「我々社会民主主義者は、迫害と不正に苦しむ抑圧され搾取されている人々の側に立っております（S I南アフリカ会議での演説、一九八六年四月一八日²³⁾）。」

より具体的には、ブランドは「公正」のための弱者支援としては途上国の貧困等の解決を主張し、そのためにS Iが「ヨーロッパ中心主義」を克服し、アフリカ、南米、アジアの諸政党、諸団体との

「連帯」を拡大し、普遍的な国際組織へと発展するべきことを主張した。

そのように、ブランド、S Iは、S Iそれ自体の組織拡大を目的としたのみならず、更に、S I以外に関しても、国家を中心とした既存秩序とは異なる、様々なレベルにおける、多様な諸要素の発展も重視した。すなわち、非政府組織との連携拡大、その基盤としての、市民レベルからの参加拡大、及び国連を中心とした国際組織の強化等も目的とした。

「我々の共感はこの組織、すなわちアムネスティ・インターナショナルに向けられています……教会、労働組合、新聞、自由主義的及びキリスト教民主主義的国際組織との協働に対して我々は開かれています（議長就任演説）²⁴」

「進歩のための闘いにおいては市民の参加が不可欠である……我々の政策は……社会関係を可能な限り市民の自決のもとに置くことにあります（カラカス演説）²⁵」

「国連の普遍的諸原則に忠実に、社会主義インターナショナルは、国連が、特別の地位を有するべきフォーラムとみなす。社会主義インターナショナルは、あらためて加盟諸政党に対し……国連及びユネスコ、世界食糧計画、国連貿易開発会議、ILO等の専門機関を強化するよう呼び掛ける（S Iジュネーブ大会決議、一九七六年一月二八日）²⁶」

以上のように、ブランド、S Iは、国家以外の多様な諸要素の発展を重視したことにおいて、まずは局所的、断片的ではあったが、

国家を中心とした既存秩序とは異なる、様々なレベルでの、新たな秩序形成の可能性も模索しようとしていたと言えるであろう。

そして、ブランドがS I議長に就任した時点では、局所的、断片的なものにとどまっていた、国家以外の多様な諸要素の発展による新たな秩序形成の模索を、包括的なものへと発展させる契機となったのがブランド委員会である。

二 ブランド委員会

一九七七年、ブランドは、世界銀行総裁マクナマラ (Robert McNamara: 元アメリカ国防長官) の要請に応じて、南北問題への政策提言を目的とした独立委員会、通称ブランド委員会の委員長に就任した。その際、ノーベル平和賞受賞者（一九七一年）としての道義的影響力、及び冷戦において東西間の緊張緩和に寄与した経歴が、南北間対立の緩和に活かされることがブランドに期待された。

そして、途上国の貧困問題はS Iの課題でもあったために、ブランドにとって、ブランド委員会委員長の任務は、S I議長の任務の延長上にあるものであった。そのため、委員会の報告書（一九八〇年）の次の一節が端的に示すとおり、委員会の主張の多くがS Iの主張と共通した。「すべての人々のために、自由と公正と連帯を達成する」²⁷」

そのように、委員会の主張の多くがS Iの主張と共通したが、南北間対立の仲介を目的としたブランド委員会は、S Iとは異なり、特定のイデオロギーへの偏向を避けた中立的立場を取ること、ある

いは少なくとも、中立的な印象を与えることが要請された。そして、独立委員会という方式が取られたのもそのためであり、各委員は出身国の指示には従わずに一個人として参加し、委員会の財源も特定(28)の国々や国際機関からの出資に偏らないようにする配慮がなされた。

そのような、主張の普遍性を確保、あるいは演出するための独立委員会という手法は、ブランドが後にグローバル・ガバナンス委員会としても利用したが、その元となった経験がブランド委員会である。また、委員会での経験を通じてブランド及びS Iの問題意識が発展したが、グローバル・ガバナンス論の形成という観点からは、「人類の連帯」に基づく「世界内政 (Welt-Innenpolitik)」という主張が関心を惹く。

まず、「人類の連帯」は、委員会が南北間対立の克服を目的として、人類全体が運命を共有するという問題意識を喚起するために提示したビジョンである。すなわち、委員会は、南北問題に関わる以下の諸問題が包括的に関連し、それらは国境を越えて南のみならず北の国々にも関わるため、南北の全体、従って人類全体が利害を共有し、かつ、諸問題の広範さ故に全体的協力による解決が必要で、そのために人類が「連帯」することを主張した。すなわち、途上国の貧困、人口増加、食糧、資源、エネルギー供給、環境破壊、途上国支援に用いられるべき資金が軍拡、特に核軍拡競争に費やされていくこと、それがもたらす核戦争の危険、世界経済全体の成長(北の成長は南のそれにも依存する)。

更に、ブランドは、以上の諸問題に対処するために、世界秩序も、国境に限定されない「人類の連帯」に基づいて発展するべきという問題意識を抱いた。そのような、「人類の連帯」に基づく秩序の構成要素としては、S I議長として重視した、非政府組織、市民レベルからの参加、国際機構等、国家以外の多様な諸要素も重視し、これらの「連帯」から成るものとして世界秩序を構想した。

そして、そのような、多様な諸要素から成る包括的総体としての世界秩序構想は、ブランドがしばしば用いた言葉から「世界内政」と名付け得る。そのような「世界内政」論の一端を、委員会の報告書の次の一節に看取し得る。「この世界は、いわば相互に関連する多くの異なった要素から成る一つのシステムである。主権国家という要素のほか、主要な要素としては、国際機構・地域機構、多国籍企業、国内的・国際的世論、そして宗教的・イデオロギー的・社会的あるいは政治的な様々なパワーが挙げられよう」。

そのような「世界内政」論は、グローバル・ガバナンス委員会の組織に到るまで、ブランドの基本的な世界秩序観であり続けたが、多様な要素から成る包括性を重視しつつ、国家を単位とする既存秩序の限界という問題意識から、特に、国連を中心とした国際機構や非政府組織等、国家以外の要素の拡充を重視した(以下、国連事務総長デクエヤル (Javier Pérez de Cuellar) 宛書簡、一九八九年九月二五日付)。

「多国間協調はいまだに……主権という古い概念……によって阻まれています。多国間制度は……国家の……行動のより広範な」監

視」を含むあり方で強化されるべきです……おそらく我々はグローバルな環境及び開発問題のための安全保障理事会のようなもの及び疑い無く国際司法裁判所のより広範な役割を必要とします……：国家、地域、国際的アクターの間での適切な分業を望みます、そこにおいては諸政府及び諸議会がルールを決定しますが、多くの場合私的セクター及びNGOが執行能力を有する実働的アクターとなるでしょう。⁽³¹⁾

以上のような「世界内政」論において、ブランドは、グローバル・ガバナンス論の原型と言い得る包括的世界秩序観を形成していたと言えるであろう。

その後、グローバル・ガバナンス委員会に到るまで、八〇年代には、ブランド委員会と同種の独立委員会として、東西陣営間の「共通の安全保障」論を提唱したパルメ (Olof Palme: 元スウェーデン首相) 委員会、環境問題に関する「持続可能な開発」論を提唱したブランドラント (Gro Harlem Brundtland: 元ノルウェー首相) 委員会が組織され、報告書を公表した (それぞれ一九八二、一九八七年)⁽³²⁾。

そして、パルメ、ブランドラントもS Iの幹部 (副議長) であり、ブランド委員会と同様、パルメ、ブランドラント委員会の主張も、S Iの主張と共通するものであった。これら三委員会の報告書の成果を取り入れたグローバル・ガバナンス委員会は、それらの集大成でもあったが、これらの計四委員会に共通した組織的、イデオロギー的背景が、S Iの社会民主主義である。

三 S I ストックホルム大会

前節で明らかにしたとおり、ブランドはグローバル・ガバナンス論の原型と言い得る包括的世界秩序観を抱くようになっていた。そして、グローバル・ガバナンス委員会によるグローバル・ガバナンス論の、包括性と並ぶ主要な特徴である、規範性の源流を成したのは、S I ストックホルム大会 (一九八九年六月二〇―二二日) 採択宣言 (以下「ストックホルム宣言」) における、「民主的世界社会」論である。すなわち、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論による、世界秩序における民主主義の原理の拡大という、規範的主張の原型を、S Iの「民主的世界社会」論に認めることができる。元来、あらゆる個人の「自由、公正」を理念としたS Iは、前述したジュネーブ大会決議においても「国際関係における……民主主義」を主張していた⁽³³⁾。

「世界の人々が、より進化した民主主義の手段をもって生きる。この全ての局面 (政治、経済、社会) において……コントロールを実施すべき」であり、S Iは「グローバルなレベルにおける経済的、社会的、政治的権力構造の民主化にコミットしている……民主的世界社会の創設こそが国際的挑戦である。我々は陣営、国家、私的企業がそれらの自己利益の単なる副産物としてこの星の政治構造を形成することを認めることはできない。」⁽³⁴⁾

以上のような「民主的世界社会論」は、「権力構造の民主化」による、「陣営、国家、私的企業」等の既存の有力アクターの相対化

のみならず、弱者の参加拡大による、弱者の強化も含意した。すなわち、ブランド及びS Iは、例えば、世界銀行の加重投票制等に代表される、既存の国際諸制度における途上国の意見、利害反映の不十分さを問題視し続けていたために、「民主的世界社会」は、特に、途上国等の弱者の参加拡大に基づく、意見、利害表明の機会の増大による、その強化を目的とした。「我々が目指すべきは……全ての多国間制度における普遍的参加……平等な代表です（前出のデクエヤル宛ブランド書簡）⁽³⁶⁾」。

総じて、ブランド及びS Iの、包括的かつ規範的な世界秩序構想は、弱者強化を目的とした、「普遍的参加」に基づく「民主的」「世界内政」と要約し得る。そして、ブランド及びS Iが、そのような世界秩序構想を、グローバル・ガバナンス委員会の組織によって提起、普及することを決意した際の問題意識の背景を成していたのが、新保守主義（自由主義）の台頭である。

すなわち、八〇年代における、サッチャー（Margaret Thatcher）及びレーガン（Ronald W. Reagan）の諸政策に代表される新保守主義（自由主義）の台頭は、S Iの立場からは、弱者や環境保護を無視して経済的自己利益のみを追求し、開発及び環境問題を悪化させる、抑制すべき対象となっていた⁽³⁷⁾。「サッチャー主義のグローバルな追求により、福祉は、国内的にも国際的にも慈善のレベルにまで縮減されてしまう……そのような……短視眼的経済的利益を乗り越えるための政治的意志が世界的規模で動員されることが決定的に重要である（ブランド、S Iストックホルム大会、議長再任受諾

演説⁽³⁸⁾」。

そのような問題意識にも基づき、ブランドは、冷戦終了というタイミングを捉えて、S Iが冷戦後世界秩序像の提起においてイニシアティブを発揮することを主張した。「今こそ一九九〇年代及びそれ以降のための新たな制度枠組みをデザインすることを目的とし、世界に対して全く新しいアプローチを取る国際委員会が設置されるべき時です。安全保障、開発及び環境のような諸問題への注意を喚起することへの社会民主主義者の貢献に終わりはありません（議長再任受諾演説）⁽³⁹⁾」。

四 グローバル・ガバナンス委員会の組織

ブランドがS Iストックホルム大会において主張した、「国際委員会」の形成の端緒を成したのが、ブランド、バルメ、ブルントラント委員会の委員を招待して開催された、ケーニヒスヴィンター（Königswinter）での国際会議（一九九〇年一月一六日）である⁽⁴⁰⁾。なお、同会議に始まるグローバル・ガバナンス委員会の形成過程においては、S Iという組織の名称は表立っては現れなくなったが、それは、グローバル・ガバナンス委員会の、独立委員会としての性質を確保するための措置であったことが推察される。

ケーニヒスヴィンター会議において合意された方針に基づき、S I副議長のカールソン（Ingyar Carlsson: 元スウェーデン首相）を中心に、「国際委員会」の組織に関する検討作業が行われ、その成果としての報告書、「一九九〇年代における共通の責任——グローバル

ル安全保障及びガバナンスに関するストックホルム・イニシアティブ」が、ストックホルムで開催された国際会議（一九九一年四月二日）において公表された。⁴¹ グローバル・ガバナンス委員会の形成過程において、「グローバル・ガバナンス」という言葉が公にされた最初の機会であった。

これに関して、ケニーヒスヴィンター会議においてブランドは次のような問題意識を示していた。「東と西、北と南という概念がかなり表現力を失ってはいないか、それならば新しいレッテルを見付けることはできないのか。」⁴²

そして、「グローバル・ガバナンス」は、ブランドが模索するよう呼び掛けていた、世界秩序を表現する「新しいレッテル」として、「東西」や「南北」に代わるのみならず、「世界内政」と同様、包括的な問題意識を喚起するものとして、ブランドの意図に沿うものであったと言えるであろう。

また、ストックホルム会議において、ブランド及びブランドラントは、カールソン及びランファル (Shridath S. Ramphal: 元英連邦事務総長) を、「グローバル・ガバナンス」に関する「国際委員会」すなわちグローバル・ガバナンス委員会の共同委員長に任命した。カールソンは、一九八六年に暗殺されたバルメの後を継いでS I 副議長となり、バルメの後継者と目されていた。また、ランファルはブランド、バルメ、ブランドラント委員会の全てに参加し、S I と問題意識を共有していた。

そして、カールソン、ランファルは一九九二年四月、国連事務総

長プロトロス・ガリ (Boutros-Boutros Ghali) と会談、グローバル・ガバナンス委員会に対する支持を要請し、確約を得た。同年九月、カールソン、ランファルの人選に基づくグローバル・ガバナンス委員会が発足、ガリが直ちに支持を表明したことが、同委員会の権威を高めた。⁴³

実は、ガリも、国連事務総長就任に伴って辞任するまで、S I 副議長に任じられ、S I 執行部は一九九一年夏、同年末の国連事務総長選挙ではガリを支持する方針を定めていた。⁴⁴ そして、事務総長就任直後のガリ宛書簡（一九九一年二月二日）において、ブランドは、「我々の国際的圧力」を用いて、S I が（国連事務総長としての）ガリを支持することを約束する一方、婉曲的ながら、ガリに対し、グローバル・ガバナンス委員会への支持を要請していた。⁴⁵

以上のように、グローバル・ガバナンス委員会の組織、国連による権威付与は、ブランドを中心としたS I のイニシアティブに基づく部分が大きい。

五 報告書におけるS I の主張の反映

グローバル・ガバナンス委員会の組織が、S I による部分が大きかったのみならず、報告書の内容もS I の主張を強く反映している。確かに報告書は（ブランド委員会の報告書とは異なり）「自由、公正、連帯」等の理念を前面に出さず、S I、社会民主主義のイデオロギー色を払拭した内容となっている。しかし、「あらゆる方法の全体」として世界秩序を包括的に捉える、委員会によるグローバ

ル・ガバナンスの定義は、多様な要素の包括的総体として世界秩序を把握する、ブランドの「世界内政」論に強い影響を受けている。また、委員会による、「より民主的な」グローバル・ガバナンスという規範的主張も、「民主的世界社会」論を主張したS I ストックホルム宣言に由来する。

以上のように、グローバル・ガバナンス委員会によるグローバル・ガバナンス論は、S I の理念に基づく部分が大きい。山本が「最も包括的で代表的」と評価したように、それが広く参照される議論となったのは、独立委員会が言わば濾過器となり、S I の理念、イデオロギー性が、少なくとも表面上は払拭されたことによる。

また、表面的にのみならず、内容においても、委員会の報告書は、イデオロギー的には、共産主義、新保守主義（自由主義）という左右の両極は排しつつ、社会民主主義という中道左派から右に広がり、自由主義も部分的に取り込んだため、左右のいずれかとして明確には特徴付け難いものとなっている。すなわち、報告書には、グローバル・ガバナンスは「貧しく、辺境に追いやられ、疎外された国内及び国際社会の諸部分を含むよう取り組む」という社会民主主義的主張が見られる一方、「何らかの制度的監視と共に、ガバナンスは主として市場及びその諸手段に依拠することもある」という、S I の立場からすれば、自由主義の部分的容認、新保守主義（自由主義）への譲歩と言い得る記述もある。⁽⁴⁶⁾

実はブランド、S I はストックホルム大会において、東欧諸国の脱共産化、自由主義的改革を支持する一環として市場経済の導入も

支持し、これにより、社会民主主義が、経済活動の自由を否定する共産主義とは異なることを明確化しようとしていた。しかし、市場経済の導入支持には戸惑いも感じられた。「我々は市場経済において社会的公正を確保することがいかに難しいかを知っている（ブランド、S I 議長再任受諾演説）」⁽⁴⁷⁾

そのように、共産主義の衰退、東欧諸国における市場経済導入による自由化、すなわち自由主義の拡大というイデオロギー分布の急激な変化に圧迫される形で、ブランド、S I のイデオロギーも、社会民主主義という中道左派から右に拡大、あるいは動揺していた。しかし、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論も、S I のイデオロギーの拡大、あるいは動揺を反映したために、イデオロギー的に左右のいずれかとして明確には特徴付け難いものとなったことは、結果として、特定のイデオロギーへの偏向故に批判、拒絶されず、広く参照されることに役立ったと言えるであろう。

また、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論が、社会民主主義という特定のイデオロギーに偏向せず、自由主義も部分的に取り込んだことは、ブランド、S I が、ドグマ性を排した「国際的対話」を目標としていたことにも基づく。すなわち、S I ストックホルム宣言は、「世界社会」を民主主義的なものとして実現するという目的の故に、S I も自らの主張を一方的に押し付けず、対立する勢力同士が対話する重要性を主張していた（以下、S I ストックホルム宣言）。

S I は「変化、改革、それ以上発展できない何らかの最終的で固

定した社会に関する青写真を持つているとは主張しない……共通の生存と発展は敵対する政治的諸力及び諸概念の間でも協調と洗練された論争のあり方を共に必要とする……S Iは国際的対話の文化を促進する。⁴⁸⁾」

総じて、山本が「最も包括的」と評価した、グローバル・ガバナンス委員会によるグローバル・ガバナンス論の包括性は、「世界内政」「民主的世界社会」「国際的対話」等の、S Iの理念から発展した包括的ビジョン、及びそれらのビジョンが許容した、社会民主主義に偏向しないイデオロギー幅の拡大に基づく。

そのような包括性故に、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論は広く参照される議論となったが、ブランド、S Iは、包括的ビジョンを提示しつつ、より個別的には、途上国等の弱者支援という社会民主主義の目標を追求していたことにも注意するべきであろう。そして、ブランド委員会からグローバル・ガバナンス委員会に到るまでのブランド、S Iの活動は、弱者の利害に關しては、これを、個別の問題領域にあるものとしてではなく、より多くの人々の関心を惹き易い、「人類の連帯」「グローバル・ガバナンス」等の包括的ビジョンの一部として提示することにより、それに対する関心を喚起しようとすることを主な特徴とした。

そのような包括的ビジョンは、問題意識を広げることにより、より多くの個別の諸問題への関心を喚起し得る。例えば、山本は次のように指摘している。「グローバル・ガバナンスは規範的な面も強く、多くの国、多様なアクターが参加し、多様な問題領域を取り扱

い、多様な手段（非暴力的手段）を使うことが是とされる。⁴⁹⁾」

総じて、グローバル・ガバナンスという包括的ビジョンは、ブランド、S Iにとっては、開発や環境等、社会民主主義が重視する個別の諸問題への関心を喚起するための手段でもあった。そのような点において、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論は、人々に特定の関心を抱かせることにより、特定の利害關係に役立たせるために普及された議論、すなわち、言説としての性質も有する。

おわりに

グローバル・ガバナンス論は学術研究のみに基づいて登場したのではなく、あるいは、グローバル・ガバナンス委員会が言わば突然に生み出したのではなく、同委員会を、表看板として利用することにより、開発、環境等の諸問題への関心を喚起しようとした、S Iの言説戦略にも由来する。そのため、特に、同委員会のグローバル・ガバナンス論を参照する際には、そのような言説性に注意する必要があるであろう。また、同委員会のグローバル・ガバナンス論が、特定のアクター（途上国）の支援を意図したものであったことは、グローバル・ガバナンス論一般に關しても、グローバル・ガバナンスという包括的秩序が、実際には特定のアクターの利害のみ役立ち得る可能性について、注意を促すであろう。

それでも、ブランド、S Iの問題意識は、少なくとも、グローバル・ガバナンス論の登壇に寄与した限りにおいて、学術的にも無視

し難いと考えられる。そして、ブランド、S Iの問題意識は、学説史上は次のような意義を有すると言える。すなわち、それは、資本主義や市場経済への批判的問題意識、途上国等の弱者への規範的関心において、かつてのいわゆるマルクス主義国際政治論、従属論、世界システム論等と共通し、言わば、左翼系国際政治論の系譜に連なる⁵⁰と言える。ただし、冷戦の終了と共産主義の衰退に伴い、伝統的な左翼系国際政治論が影響力を弱めたのに対し、ブランド、S Iは、より穏健な「第三の道」を取りつつ、自由主義へも歩み寄ったことにより、左翼系国際政治論の問題意識（資本主義、市場経済における弱者の支援）を、イデオロギー性を薄めたあり方において、グローバル・ガバナンス委員会のグローバル・ガバナンス論として提起、普及することに、少なからず成功したと言えるであろう。

総じて、グローバル・ガバナンス論は、学説史上は、レジーム論ばかりではなく、左翼系国際政治論、特に、従来はあまり知られていなかった、その、より穏健な一分派からも発したものとして整理、理解し得るであろう⁵¹。

ただし、ブランド、S Iの問題意識は、無論、元来、学術的なものではなく、むしろイデオロギー的である。そして、ブランド、S Iの問題意識は、冷戦の終了という歴史的転換点において、独り勝ちを収めた資本主義の先鋭化、すなわち新保守主義（自由主義）の抑制を目的としていたことも考慮すると、イデオロギー的には、次のような意義を有すると言える。すなわち、それは、資本主義対社会（共産）主義という、冷戦終了によって消滅した国際的なイデオ

ロギーの対立軸を、資本主義対社会民主主義という、左翼が中道に歩み寄ったものに代替させることにより、左翼による資本主義の抑制という、社会（共産）主義の誕生以来の、その歴史的役割を、より穏健なあり方で存続させることを目的とするものであったと言えるであろう。

総じて、ブランド、S Iが中心となって生み出した、左翼系国際政治論の、新たな社会民主主義的潮流は、今後も、学術的にのみならず、有力なイデオロギーの一つとしても注意を要すると考えられる。また、グローバル・ガバナンスという、その包括性のために、むしろ茫漠として把握し難くもなり得る（また、その意味、従って適用範囲も無制限に拡大し得るため、空虚化する危険性も伴った）概念は、社会民主主義を言わば実体とする部分があることに着目すれば、イデオロギーという側面から、その内実を（社会民主主義的なものとして）具体化することにより、今後の発展の方向性や課題を、より考察し易くなることも考えられる。

- (1) Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford: Oxford University Press, 1995. [京都フォーラム監訳]『地球リーダーシップ——新しい世界秩序をめざして——グローバル・ガバナンス委員会報告書』NHK出版、一九九五年
- (2) 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、二〇〇八年、一六八—一七一頁。
- (3) グローバル・ガバナンス論の基本的特徴に関しては、山本、前

- 掲書の他、以下の諸研究も参照した。渡辺昭夫、土山實男編『グローバル・ガヴァナンス——政府なき秩序の模索』東京大学出版会、二〇〇一年。遠藤乾「グローバル・ガバナンスの歴史と思想」遠藤編『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、二〇一〇年、三七七頁。足立研幾『レジーム間相互作用とグローバル・ガヴァナンス——通常兵器ガヴァナンスの発展と変容』有信堂、二〇一〇年、八一―九頁。
- (4) 例えは、Oran R. Young, "The Effectiveness of International Governance Systems," in Young, George J. Demko, and Kilaparti Ramakrishna eds, *Global Environmental Change and International Governance*, London: University Press of New England, 1996, pp. 1-27.
- (5) いわゆるグローバル市民社会論によく見られる主張であり、例えばカルドー (Mary Kaldor) は「グローバル・ガバナンスはグローバル市民社会に基づくべき」と主張する。Mary Kaldor, *Global Civil Society: An Answer to War*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003. [山本武彦、宮脇昇他訳「グローバル市民社会論——戦争へのひとつの回答」法政大学出版局、二〇〇七年]
- (6) 大芝亮、山田敦「グローバル・ガバナンスの理論的展開」『国際問題』四三八号、日本国際問題研究所、一九九六年九月、三一―八頁。
- (7) 山本、前掲書、一六九頁。
- (8) 猪口孝「グローバル・ガバナンスに向けて」『国際問題』四三二―三三二号、六三一―七二頁。
- (9) James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel eds, *Governance without Government: Order and Change on World Politics*, Cambridge, Cambridge University Press, 1992.
- (10) 大芝、山田、前掲論文。
- (11) 御巫由美子「『ガヴァナンス』についての一考察」河野勝編『制度からガヴァナンスへ——社会科学における知の交差』東京大学出版会、二〇〇五年、二〇三―二三三頁。
- (12) 遠藤編『グローバル・ガバナンスの最前線——現在と過去のあいだ』東信堂、二〇〇八年。遠藤、前掲書、二〇一〇年。
- (13) 首相辞任後のブランドの活動は伝記等において概説されるにどまり、グローバル・ガバナンス委員会の形成に関する詳細な分析はなされていない。ブランドの伝記として、Gregor Schöllgen, *Willy Brandt: the Biographic*, Berlin: Prolytaen, 2001; Peter Menseburger, *Willy Brandt: 1913-1992: Visionär und Realist*, Stuttgart: DVA, 2002.
- (14) The Independent Commission on International Development Issues, *North-South: A Program for Survival*, Cambridge, MA: MIT press, 1980. [森治樹訳「南と北——生存のための戦略」日本経済新聞社、一九八〇年]; The Brandt Commission, *Common Crisis: North-South: Cooperation for world recovery*, Cambridge, MA: MIT Press, 1983.
- (15) フランツ・フランク宣言の全文は、そのホームページに掲載されている。http://www.socialistinternational.org/viewArticle.cfm?ArticleID=39 (30/12/2010)
- (16) Eusebio Mujal-León and Ann-Sofie Nilsson, *Die Sozialistischen Internationale in den 80er Jahren: Dritte-Welt-Politik zwischen den Blöcken*, Paderborn: Schöningh, 1983, pp. 42-47.
- (17) Einhart Lorenz ed., *Zwei Vaterländer: Deutsch-Norweger im schwedischen Exil—Rückkehr nach Deutschland, 1940-1947* (Berliner Ausgabe: Willy Brandt, Band 2), Bonn: J.H.W. Dietz, 2000, pp. 88-104.
- (18) Willy Brandt, *My Life in Politics*, Toronto: Viking, 1992, pp. 405-406.
- (19) Menseburger, *op.cit.*
- (20) Bernd Rother and Wolfgang Schmidt eds., *Über Europa hinaus*

- aus: *Dritte Welt und Sozialistische Internationale* (Berliner Ausgabe: Willy Brandt, Band 8). Bonn: J.H.W. Dietz, 2006, pp. 161–177.
- (21) *Ibid.*, pp. 141–149.
- (22) *Ibid.*, pp. 183–196.
- (23) *Ibid.*, p. 425.
- (24) *Ibid.*, p. 176.
- (25) *Ibid.*, pp. 144–146.
- (26) Mujal-León and Nilsson, *op.cit.*, p. 213.
- (27) 森、前掲書、四一頁。なお、邦訳では原語の“justice”は「正義」と訳されているが、南北格差是正等の問題に関わる「正義」を考慮して、本稿は「公正」と訳す。
- (28) プラントを含めて計一八名の委員会の構成は、出身地域ごとに見れば以下のとおり。アフリカ四名、アジア四名、南米二名、中東一名、ヨーロッパ四名、北米三名。ヨーロッパからは左派系、保守系政治家がそれぞれ三名、一名、アメリカからはワシントン・ポスト会長、リーマン・ブラザース会長、カナダからはILLO理事会議長が参加。地域の代表に関しては顕著な偏りは見られず、欧米に関しては左派勢力が大きな比重を占めたものの、一名ずつではあるが保守系政治家、金融界の代表も参加されたことにより、委員会が南あるいは左派勢力のみによって占められているという印象を与えることを避けようとした。委員会の構成については、森、前掲書、三六一—三六五頁。
- (29) Rother and Schmidt, *op.cit.*, pp. 343, 460.
- (30) 森、前掲書、三四二—三四三頁。
- (31) Rother and Schmidt, *op.cit.*, pp. 479–482.
- (32) The Independent Commission on Disarmament and Security Issues, *Common Security: A Program for Survival*, London: Pan World Affairs, 1982. [森治樹訳「共通の安全保障——パルメ委員
- 会報告書」NHK出版、一九八二年。] World Commission on Environment and Development, *Our Common Future*, Oxford: Oxford University Press, 1987. [環境と開発に関する世界委員会「地球の未来を守るために」福武書店、一九八七年]
- (33) Mujal-León and Nilsson, *op.cit.*, p. 210.
- (34) フランクフルト宣言以来の新綱領であり、正式名称は「社会主義インターナショナルの諸原則の宣言 (Declaration of Principles of The Socialist International)」。http://www.socialistinternational.org/viewArticle.cfm?ArticlePageID=984 (30/12/2010)
- (35) Rother and Schmidt, *op.cit.*, pp. 448–450.
- (36) *Ibid.*, pp. 481–482.
- (37) *Ibid.*, p. 436.
- (38) <http://www.socialistinternational.org/viewArticle.cfm?ArticlePageID=1228> (30/12/2010)
- (39) *Ibid.*
- (40) Rother and Schmidt, *op.cit.*, pp. 483–485.
- (41) Stockholm Initiative on Global Security and Governance, *Common responsibility in the 1990s: The Stockholm Initiative on Global Security and Governance, April 22 1991*, Stockholm, Prime Minister's Office, 1991.
- (42) Rother and Schmidt, *op.cit.*, p. 484.
- (43) 委員会の構成は、出身地域ごとに見れば以下のとおり。アフリカ五名、中南米五名、アジア五名、中東五名、ヨーロッパ九名、北米三名。また、プラント委員会と同様、一名ではあるが保守系政治家も参加されたことにより、委員会が左派勢力のみによって占められているという印象を与えることを避けようとした。委員会の構成については、森、前掲書、三四二—三四三頁。
- (44) 森、前掲書、三四二—三四三頁。

- (44) Rother and Schmidt, *op.cit.*, p. 506.
- (45) *Ibid.*, pp. 509–510.
- (46) Commission on Global Governance, *op.cit.*, p. 5.
- (47) S I のホームページ、注 38 参照。
- (48) S I のホームページ、注 34 参照。
- (49) 山本、前掲書、一八四頁。
- (50) マルクス主義国際政治論については、Michael W. Doyle, *Ways of Peace and War: Realism, Liberalism, and Socialism*, New York: W. W. Norton & Company, 1997, Part 3. 従属論の代表的研究として、アンドレ・グンター・フランク著、大崎正治、中尾久訳『世界資本主義と低開発——収奪の《中枢—衛星》構造』柘植書房、一九七六年。世界システム論の代表的研究として、イマニエル・ウォーラーズテイン著、川北稔訳『近代世界システム——農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』岩波書店、一九八一年。『重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』名古屋大学出版会、一九九三年。『大西洋革命の時代』名古屋大学出版会、一九九七年。
- (51) 社会民主主義に基づいてグローバル・ガバナンス論を主張する、S I 以外による代表的な議論として、デヴィッド・ヘルド著、中谷義和、柳原克行訳『グローバル社会民主政の展望——経済・政治・法のフロンティア』日本経済評論社、二〇〇五年。ヘルド編、猪口孝訳『論争グローバルバリエーション——新自由主義対社会民主主義』岩波書店、二〇〇七年。

(C) 2010 なおと (京都大学)